

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第61号



お子さんの使う製品を今一度、 点検しましょう

4月を迎えました。入学・進学シーズンですね。お子さんが使用している製品を点検しましょう。

防犯ブザー

防犯ブザーの状態を調査した結果、半数以上が「鳴らない」「音が小さい」という報告があります。
最低でも月に1回は保護者が作動を確認しましょう。



音が小さいときは電池の消耗も考えられますので速やかに交換しましょう。

自転車

交通ルールやマナーを守ることはもちろんですが、日常点検をする習慣をつけ、不具合のない安全な状態で利用しましょう。自分で整備できないときや年に一度は自転車安全整備店で定期点検を受け整備してもらいましょう。

◆日常点検のポイント

□ブレーキ	前後輪とも良くきくか
□タイヤ	空気は十分に入っているか、磨耗は大丈夫か
□ハンドル	グラつきは無いが、曲がっていないか
□ベル	よく鳴るか
□サドル	グラつきは無いが、両足先が地面につく高さか
□反射材	汚れていないか、良く見えるか
□ライト	点灯するか

◆万が一の事故に備え、個人賠償責任保険への加入をしましょう。火災保険や自動車保険に特約として付加することもできます。



相談事例紹介 化粧品が届いたが注文していない

今月の相談

数日前、父宛で女性用化粧品が宅配便で届いた。我が家は男所帯で、女性用化粧品は必要がなく、父も注文していないといっている。送りつけ商法かとも思うが、返品できるだろうか。

相談者は箱を開封したら返品できないとの情報を聞いたことがあり、心配で相談されたとのことでした。

そのため、消費生活センターから、発送元業者に電話をかけて確認したところ、今回の商品はテレビショッピングで注文されたとわかりました。しかし、注文したという日時は平日で、「相談者の父は勤務時間中であり、注文はできない」と交渉したところ「注文していないのなら、届いた商品や請求書などは破棄してかまいません」との回答を得ました。相談者には、その旨を伝え、今後商品や請求書などが届いた場合は、再度相談されるようお願いしました。今回のトラブルの原因は不明ですが、このようなケースではいたずらや知り合いからのプレゼント、発送元事業者の手違いなどが考えられます。注文していない商品が届いたら、消費生活センターにご相談ください。



4月1日から税込価格(総額)表示が義務化に!

今までは特例措置にて税別表示も可能でした。例えば、飲食店の消費税率は店内飲食10%、出前や持ち帰り8%ですが、税込価格でどちらか片方、又は両方を表示するようになります。

☎幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

クレジットカード会社から代金の引き落としができないと、確認の電話が来た。慌てて**利用明細**を見ると、先月3回に渡って、計**50万円**以上の**心当たりのない請求**が

あった。カード会社に問い合わせ、教えてもらった請求元に連絡をすると、私名義での**購入の履歴はない**と回答があった。

(70歳代 男性)



不正利用かも!? 利用明細は必ず確認

ひとこと助言

すぐに連絡を



見守るくん

- 「クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった」という相談が寄せられています。第三者による不正利用のおそれもあります。
- 利用明細は必ず毎月確認しましょう。クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認しましょう。また、利用明細には、店舗名とは異なる記載がされていることもあります。
- 自分に覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみましょう。
- 不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社に連絡しましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。